

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第11号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成19年度登録第3号

平成19年9月発行

【印刷】

(株)まこと印刷

公文書の書庫から

東京市参事会文書

誰のハンコでしょう？

まず、この拡大した印影を見てください(図1)。

〈図1〉



人間の顔のように見える変わったハンコですが、誰のものでしょうか。よ～く目を凝らして見ると、頭髮が「田」に見えてきます。次に額にこぶのように見えるのが「口」です。眉と目で「卯」、そして鼻ひげと口で「吉」です。そう、田・口・卯・吉、「たぐちうきち」と読めますね。

田口卯吉(1855-1905)といえ、明治時代の有力経済雑誌である「東京経済雑誌」を主宰して自由貿易論を展開した経済ジャーナリストとして著名ですが、その一方で『日本開化小史』を著すなど史論家としても数多くの業績を残したことで知られています。また、東京府会議員、東京市会議員、衆議院議員にも選ばれ、政治家としても活躍し、とくに明治20年代から30年代にかけては、東京市参事会員として東京市の公益の拡大とその擁護に力を尽くしました。その議論や行動からは真面目で誠実な人柄であったことがうかがわれるのですが、このハンコをみると、なかなか江戸っ子らしい茶目っ気というか、洒落っ気のある人物でもあったことがわかります。

もう一つ書類をお見せしましょう(図2)。これは、明治22年10月に起案された、東京市歳入出追加予算の告示文案で、議長以下参事会員が、それぞれ自分の枠内に決済印を捺しています。田口の印は一番下の十三番のところに見えます。



〈図2〉

東京市の成立

東京市は、明治22年(1889)5月1日に成立し、昭和18年(1943)7月1日、東京都制の施行によって消滅しました。沿革的には、現在の東京都の前身の一つということができます。成立当時の東京市は、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、深川の15区、つまり現在の区で言えば、千代田、中央、港、新宿(一部)、文京、台東、墨田(一部)、江東(一部)の各区を含むごくごく狭い地域を範囲としていましたが、昭和7年(1932)と同11年(1936)の市域拡張により現在の23区の範囲に拡大しました。

空前絶後、わが国最大の基礎的自治団体

昭和15年(1940)10月1日現在の東京市の人口は677万余、市長の任免にかかる東京市区職員数47,879名(昭和16年10月1日現在、内訳は市職

東京都公文書館だより

員数 39,782 名、区職員数 8,097 名、東京市政概要昭和 16 年版)。基礎的自治団体としては空前絶後、わが国最大の規模を誇っていたのです。ちなみに、現在の基礎的自治団体で最大のものは横浜市で、人口は 324 万余人です (2000 年国勢調査結果)。

執行機関は市長ではなく市参事会だった

現在の基礎的自治団体 (市区町村) は、地方自治法を根拠として成立しており、首長は住民の直接選挙によって選出されますが、この頃の市町村は市制町村制という法律によって成立しており、市町村長は、議決機関 (市町村会) の選挙によって選出されました。

そのうち、町村長は、現在と同じく単独の執行機関でしたが、市の場合、執行機関は市長ではなく、市参事会という複数のメンバーによる合議制をとっていたのです。つまり、市長は存在していますが、執行機関としての意思決定は市長もそのメンバーの一人である市参事会の合議によって行われていたのです。市長は単に市参事会の議長をつとめ、市参事会を召集し、市参事会の議事を準備し、市参事会の議決を執行し、市参事会の名を以て文書の往復をなし、これに署名するだけの存在であったにすぎません。もちろん市長には国や府県の委任事務を処理する仕事もありましたが、自治団体としてその固有事務を処理する場合は、市参事会の決定に従う事務方のトップという位置づけだったのです。

市参事会のメンバーは、市長、助役、名誉職参事会員 (東京は 12 名、京都・大阪は各 9 名、その他は 6 名) によって構成されました。名誉職参事会員も市会によって選挙されますが、必ずしも市会議員中から選ばなければならないというのではなく、市の公民で満 30 歳以上の選挙権を持っている人なら誰でも参事会員になる資格がありました。東京市会は、できるだけ広く議員以外から人材を求めるようにしていたようです。

明治 44 年の市制改正で市長が単独の執行機関となる

後に憲政の神様と言われるようになった政治家尾崎行雄は、明治 36 年 (1903) 6 月から同 45 年 (1912) 6 月まで 2 期 9 年間、東京市長に在任しましたが、「自伝」の中で、この合議制の執行機関

= 市参事会における市長の地位ほど哀れなものではなかったとして、次のように回想しています。

当時の参事会は、決議機関ではなく、執行機関であつた。市長は参事会の決議を行ふだけの役人で、何等の職権もなかつた。法律の上では、小使一人の任免も、物品一個の買上まで、悉く参事会の職権であつた。たゞ実際には、或る程度以下の公吏の任免や、或る値段以下の物品の買入は、参事会の委任によつて、市長が掌つてゐた。

(「罌堂自伝」、尾崎罌堂全集第 11 巻)

こうした執行機関の合議システムは、事務運営上大変に非効率で時代のテンポにあわなくなつて来たので、明治 44 年 (1911) の市制改正によって廃止され、以後は市長が単独で執行機関となり、市参事会は市会の補助議決機関になりました。それと同時に、参事会員の選出方法も市会議員の互選によることに改められています。

多士済々だった東京市参事会員

図 2 に掲げた明治 22 年の書類は、市参事会がまだ合議制の執行機関としてあつた時代のもので、参事会議長のハンコだけでは用が済まず、各参事会員の決済欄にハンコが捺されなければ事案が決定しない形式になっていることがよくわかります。

13 番田口のとなりに捺されている 14 番「経」の印は小石川出身の芳野世経という人で、生涯をちょんまげ姿で通したことで有名です。11 番の「何」の印は何礼之(がのりゆき)です。この人は、長崎通詞の家に生まれ、幕末維新期に英学者として活躍した人です。明治 4 年岩倉全権公使にしたがつて欧米を巡回し、後に内務大書記官を経て、東京市参事会員に選出されたときは元老院議官でした。モンテスキューの『万法精理』(明治 8 年)等多数の翻訳でも知られています。その上にある 9 番の「洪基」の印は渡辺洪基です。東京府知事から初代帝国大学総長となり、この頃はまだ総長在任中です。翌 23 年には特命全権公使としてウィーンに駐節しています。帰国後は衆議院議員として活躍しました。こう見てくると初期の東京市の参事会には実に多士済々な人物が名を列ねていたことがわかります。

画像の出典『明治 22 年・市会議録・決議及執行・第一種』(請求番号 601. B4. 8)

旧幕引継書（コピー製本版）の閲覧利用開始にあたって

旧幕引継書とは

東京都公文書館では、平成19年9月から、現在国立国会図書館に架蔵されている旧幕引継書、5,956冊の内、585タイトル、5,385冊分をコピー製本版で閲覧に供することになりました。当面は窓口で備えた目録で検索していただくこととなります。

江戸幕府諸役所の記録類のうち、明治維新後東京府庁に引き継がれ保管された書類を総称して、「旧幕引継書」または「旧幕府引継書類」と呼んでいます。江戸幕府諸役所に保管されていた記録書類の内、勘定奉行所書類の一部は故意に焼却されたともいわれ、また寺社奉行・評定所関係の記録類はのち東京帝国大学に保管されていましたが、関東大震災時に焼失してしまいました。結果的に町奉行所関係の記録を中心とした「旧幕引継書」がもっともまとまった記録群として残されたこととなります。

なお、旧幕引継書の史料的価値については、4頁以降に小林信也氏が詳説していますので、あわせてご参照ください。

旧幕引継書の伝来経緯

慶応4年（1868）5月、南北町奉行所が廃止となりました。この時、与力佐久間長敬らの尽力により、両町奉行所の記録書類は新政府の市政裁判所に移管されました。同年7月、市政裁判所は廃され、東京府が成立すると、旧幕引継書は東京府に引き継がれます。東京府ではこの膨大な記録資料の保管と整理に力を注ぎ、目録も作成されました。この間、新政府の諸機関からも「借覧」の申請が相次いでおり、行政の参考としても高い価値を有するものとみなされていたことがわかります。

しかし、明治27年（1894）、当時の東京図書館（のち帝国図書館を経て国立国会図書館）から「公衆閲覧」のため「悉皆貸付」とされたいとの要請がありました。江戸ないし江戸時代が研究の対象として注目されてきたことも背景にあるでしょう。ともあれ、東京府はこの要請を入れて、

旧幕引継書は東京図書館へ移管されました。

さらに明治38（1905）年、帝国図書館新館落成に際して、今後とも同図書館での保管継続が可能かの確認がとられ、これに対して東京府は「永遠委託」との回答を行いました。この結果旧幕引継書は戦時中も焼失を免れ、今日に至るまで国立国会図書館に保管され、利用に供されてきたのです。

東京都公文書館での閲覧開始の意義

東京都公文書館では史料編さん事業の一環として『東京市史稿』の編さんを継続していますが、そこで掲載するもっとも基礎的な史料が旧幕引継書でした。このためコピー製本版の収集に努めてきたところですが、今回、それらを閲覧に供することには次のような意義があるでしょう。

第一に、旧幕引継書の閲覧が可能となることにより、当館所蔵の充実した府市文書とあいまって、町奉行所、東京府、東京市、そして東京都へと連続と続く、江戸・東京の都市行政の実態と変遷を、すべて第一級の公文書で跡付けることが可能となることです。

第二に、これまで利用されてきた旧幕引継書目録が、明治期に作成された大雑把な内容に留まっていたのに対し、当館では新たに1冊ごとの表紙に記された情報を詳細に反映した目録を作成したことです。収録されている年次やテーマにより、お調べになりたい内容に応じた史料を的確に見つけ出すことができるでしょう。

お気軽に、積極的なご利用を

これまで、一部の都市史研究者の利用に留まってきた旧幕引継書ですが、大岡越前守や遠山左衛門尉といった著名な名奉行らも登場するこれらの史料をもとに、オリジナルの古文書解説テキストを作成するのも楽しいでしょう。

コピー製本版で閲覧し、その場で複写も可能となった旧幕引継書を通して、都市江戸に関する無尽蔵ともいえる情報に触れることが容易になりました。ぜひ、来館の上ご利用ください。

旧幕引継書と都市江戸の研究

『旧幕引継書』の概要

明治元年、それまで幕府の諸役所で作成・保管されてきた書類のうち、町奉行所書類を中心に、評定所書類・寺社奉行所書類・作事奉行所書類の一部が東京府に引き継がれた。これらの書類の総称が『旧幕引継書』である。それらのうち、町奉行所書類が『旧幕引継書』の大半を占めている。そのため『旧幕引継書』は、町奉行所が管轄していた江戸町人地の支配や社会の実態について研究する際に最も重要な基本史料のひとつとなっている。以下では、この町奉行所書類を中心に『旧幕引継書』について解説するが、その前に町奉行所以外の役所の書類についても簡単に紹介しておく。

評定所とは町奉行・寺社奉行・勘定奉行を中心とする合議所である。『旧幕引継書』のうちの評定所の書類で最もよく利用されているのは、官選の法令集の「享保集成」・「宝暦集成」・「天明集成」・「天保集成」である。これらは近世史研究の基本史料であり、『御触書集成』と題されて、すでに刊行されている。

寺社奉行所書類には「仕置例類集」(168冊)・「公事吟味留」(39冊)・「内寄合留」(20冊)・「寺社奉行一件書類」(33冊)その他がある。作事奉行所書類としては、「玉川上水留」(57冊)・「神田上水留」(27冊)の他に、図類も多数残されている。

江戸の社会・空間は身分制にもとづいて編成されていて、大きくは、武家地・寺社地・町人地に分けることができる。これらのうち、町人地を支配する幕府の役所が町奉行所で、『旧幕引継書』の大半は町奉行所の書類である。そのため、江戸を対象とする都市史研究のなかでも、町人地に関する研究は、この膨大な書類を基本史料として活用できる好条件に恵まれ、武家地・寺社地に関する研究と比べて、大きく進んだ状況にあるといつてよいだろう。

また、他の近世城下町と比較した場合でも、これほど豊かな質と量の町奉行所書類が現代に伝わる事例は稀有である。1980年代のなかば以降

の近世都市史研究が江戸に大きく比重をおくかたちで進められてきたことと、こうした史料的好条件とは無関係ではあるまい。

江戸町方文書と『旧幕引継書』

ここで、江戸町人地に関する文書全体のおおまかな種別を紹介し、そのなかでの『旧幕引継書』の位置づけについて確認しておく。

江戸町人地に関する主な文書については、その作成・保管の主体別に、おおよそ次のような分類が可能であろう。

①町奉行所(養生所や鞘番所などの町奉行支配下の施設も含む)の文書、②諸会所の文書、③町年寄役所の文書、④名主の文書、⑤個別の町の文書、⑥個別の家の文書。

『旧幕引継書』の大半は①に該当する。②の諸会所とは、例えば町会所や三橋会所などのことであるが、文書の一部がある程度まとまって現存しているのはおそらく町会所だけであろう。この町会所文書は『旧幕引継書』のなかに含まれている。③の町年寄役所の文書については、まとまったかたちでの現存は確認されていない。④の名主文書についても、近世後期の江戸に250人前後いた名主の文書の多くは失われてしまった。現存する名主文書として有名なものは、本館が所蔵する南伝馬町の高野家文書や内藤新宿の高松家文書などがある。また、坂本町の多田内家文書の一部と考えられる書類が『旧幕引継書』に混在し残されている。⑤の個別の町が作成・保管していた文書に関しても、江戸の場合、ごく一部を除いて、その多くは失われた状況にある。⑥の個別の家の文書も、江戸の場合、現存するものはごくわずかである。ただし、江戸に支店を出していた他地域の商人や、江戸で土地を所有していた他地域の豪農などが残した文書に、江戸関係の貴重な史料が含まれている。その例として、三井家文書や白木屋文書などが有名である。

このように、江戸町人地の場合、かつての震災・戦災によって、個別の町々が作成した文書や個人の家の文書などはその多くが失われてしまった。

しかし、その不足を補うかたちで『旧幕引継書』が豊富な研究材料を提供している。江戸をフィールドとする都市史研究者で『旧幕引継書』の恩恵を蒙っていない者はおそらく皆無であろう。今日の江戸研究の水準は『旧幕引継書』によって大きく支えられているとあってよい。

「撰要類集」

『旧幕引継書』のなかで研究者が最も頻繁に利用する文書群としては、「市中取締類集」や「諸問屋再興調」の他に、いわゆる「撰要類集」が挙げられる。前二者は東京大学史料編纂所によって刊行されている（『大日本近世史料』の「市中取締類集」は現在刊行中）。以下、「撰要類集」を取り上げて、その特徴を紹介する。

いくつかある「撰要類集」のうちの主なものとして、「享保撰要類集」・「明和撰要集」・「安永撰要類集」・「天保撰要類集」・「嘉永撰要類集」・「南撰要類集」・「七十冊物類集」などがある。

先に紹介した「市中取締類集」も同様だが、「撰要類集」の特徴のひとつは、これらが町奉行所の役人による編纂史料だという点にある。

〈図① 享保撰要類集〉



「撰要類集」の編纂開始は享保年間の大岡越前守忠相の町奉行在任中のことである。周知のごとく、町奉行所による江戸町方の支配は先例主義を基本としていた。そこで必要となる先例集として編纂されたのが「撰要類集」であった。編纂を担当する与力・同心が、町奉行所で作成された書類や町奉行所が受け取った書類のうちから重要なものを選択して筆写したのである。筆写は案件単位におこなわれ、それらの案件は主題別に立てられた項目ごとにまとめられた。

参考までに「享保撰要類集」のなかの主題別項目をいくつか紹介する。

「諸奉公人宿之部」・「隠売女之部」・「御触町触之部」・「明地之部」・「火之部」・「米穀之部」・「酒油其外商売物之部」・「神社仏閣之部」・「諸所橋々之部」・「堀川浚之部」・「上水之部」・「町人諸願之部」・「牢屋之部」・「養生所之部」・「朝鮮琉球阿蘭陀人之部」など、合わせて60個前後の項目からなっている。

これらの項目名を一覧するとわかるとおり、それぞれの項目は、そのまま江戸を対象とする都市史研究の主題になりうるものである。実際、多くの研究が、それぞれの問題関心に関わる項目の史料郡をそのまま利用することによって生み出されている。また、研究の主題を何にするか探す場合、これらの項目のなかから、興味のある項目を選び、それを研究主題とすることも可能である。

このような利便性によって、「撰要類集」や「市中取締類集」などの編纂史料が、『旧幕引継書』のなかでも特に活発に利用されている。

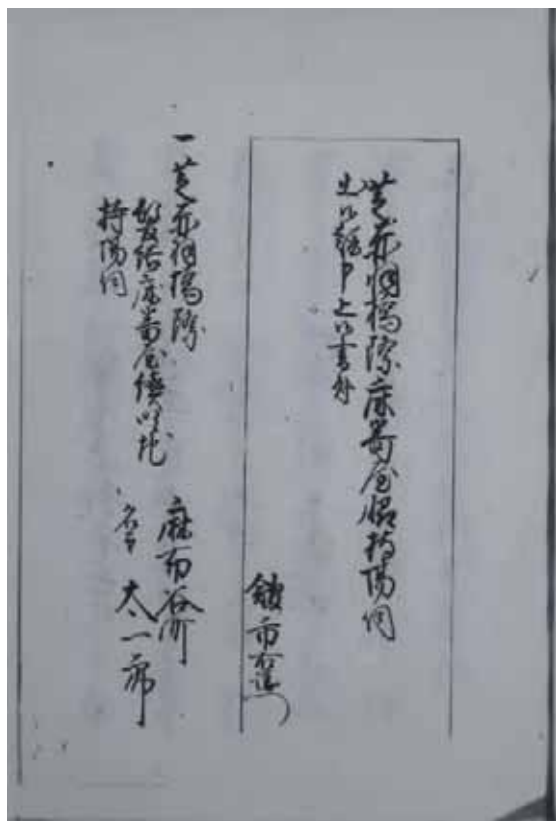
『旧幕引継書』のなかの赤羽橋河岸広場

次に、「市中取締類集」のなかから一点の文書を引用し、そこに表れた『旧幕引継書』の特徴を具体的に抽出してみる。

「市中取締類集」の「地所河岸地之部」のなかに、「芝赤羽橋際番屋脇持場地所之儀ニ付調」と題された一件書類がある。そのうち、嘉永6（1853）年3月付の北町奉行所市中取締掛与力の上申書の一部を引用する。

（前略）此儀猶取調候処、一躰髪結床之儀者、吉右衛門先祖吉右衛門代、延宝三卯年中、島田出雲守殿・宮崎若狭守殿町方御勤役、大久保甚右衛門・阿部四郎五郎御普請奉行之節、願之上赤羽橋掃除・見守并

〈図② 市中取締類集〉



増上寺矢来外見廻相勤、芝松本町二丁目続河岸地之内、間口二間半・奥行二間半之場所家作致し、無地代ニ而罷在、為助成髮結床補理、渡世致し罷在候義ニ而、其後文化三寅年三月、小田切土佐守殿・根岸肥前守殿御勤役中、芝車町より出火、焼失場所之内芝築地同朋町外三ヶ町、増上寺山内火除地ニ相成候節、同年七月中、右河岸広場之儀、芝松本町二丁目并同所中門前三丁目代地二ヶ町持ニ被仰渡候ニ付、吉右衛門床者両町持場之内ニ孕罷在候儀ニ而、二間半四方之外、赤羽橋より東之方江凡廿二間程同人持場与心得、異変等御普請方江訴来候由ニ候得共、申伝迄ニ而、押立候書留無之、鳥居甲斐守殿・阿部遠江守殿御勤役中天保十四卯年中、御堀廻り其外御普請方持床店番屋等取調取計方可相伺旨、水野越前守殿被仰渡有之、其節右吉右衛門身分も取調之上、赤羽橋之儀者、武家方組合持ニ而最寄辻番所有之、増上寺矢来外之儀も、同所辻番所有之、見廻り等差支無之、右髮結床之儀者、町方地先ニ付、地所共以来町方持ニ致し可然旨御伺相済、吉右衛門義者麻布谷町江人別入相成、(中略)

但本文髮結床地所、御普請方より御請取相成候節、床続ニ葭簀張ニ而表通竹矢来致し、軍書講釈又者浄瑠璃等差出し寄場補理有之候ニ付、取払

被仰付候処、其後芝松本町二丁目町役人共内々申合、如以前寄場取建不取締之趣、去戌年九月中、右太一郎(麻布谷町名主)より隠密廻同心迄申立、其段申上候処、御憐愍之御沙汰を以不被及御吟味、廻り方手限ニ而名主共被及沙汰、取払被仰付、取締相付候儀も有之(後略)

芝増上寺の南、新堀川に架かる赤羽橋の南詰東側の「河岸広場」にある髮結床とそれに隣接する「寄場」の管理問題に関する史料である。

〈図③ 切絵図赤羽橋付近〉



この「寄場」は、おそらく、髮結の吉右衛門が自分の髮結床に接続させて建てたものであろう。葭簀張で設えられたこの「寄場」では、軍書講釈や浄瑠璃が上演されていたという。

典型的な場末とはいえないかもしれないが、江戸の周辺部に位置するこの赤羽橋の橋詰広場に注目した本格的な研究は、管見の限りだと未だ存在しない。しかし、同所においては、引用史料にあるような芸能興行だけではなく、鮮魚の市場も展開していたことが他の史料で確認できる(同所は、

東京都公文書館だより

「脇売」つまり非合法的な市場取引の場として他史料に登場する。また、文化年間から天保改革までの間は、幕府の認可を受けた正規の鮮魚市場である本芝金杉の魚市場が、本来の市場を「中絶」して、赤羽橋北詰の心光院前の広場で「出売」していたという。芝地域における経済および民衆文化のセンターとして、同所は重要な役割を果たしていた可能性が大きい。

『旧幕引継書』の特徴

このように赤羽橋の橋詰広場の実態は、都市社会史の観点からすると非常に興味深いものであるが、現存する関連史料はごくわずかである。そうしたなかであって、引用史料は、失われたこの魅力的な広場の姿を垣間見せてくれる貴重な手がかりとなっている。ここに『旧幕引継書』の特徴が表れていると考える。

まずひとつめの特徴は、書類で扱われている案件について、いわゆる起立や沿革に関する情報が提示されている点にある。

引用史料には、延宝3（1675）年にまでさかのぼる髪結床の起立や、天保改革期におけるこの広場の普請方から町方への移管などについての記述がある。これは、先に述べたとおり、先例を重視する支配がおこなわれた近世期の公文書において一般的にみられることである。こうした情報によって研究者は、分析対象とする事物の沿革についての基礎的な知識を即座に得ることができる。

ふたつめの特徴は、仮に近現代社会であれば私的な領域に属する事柄についての情報を、公文書である『旧幕引継書』の書類が豊富に含んでいるという点である。

引用史料には、吉右衛門の家業が髪結であることや、彼の髪結床に接続した葎簀張で講釈や浄瑠璃が上演されていたことが示されている。ここで例えば明治期の東京の河岸地に関する公文書などと比較すれば、その違いは明らかであろう。明治期の公文書では、河岸地利用者の氏名や住所などは、必要な情報として記載されるが、その人の職業情報などは、あくまで私的な領域に属する事柄として、基本的には記載されない。

つまり、近現代社会における公と私の分離が未だみられない近世社会の公文書である『旧幕引継書』には、社会の実態に関するより豊かな情報が

含まれているのである。

個別の町の文書や個々の町人の家文書の多くが失われてしまった近世の江戸町方について、『旧幕引継書』は最大規模の情報源であるといえる。

そして、『旧幕引継書』は、それが主として支配権力である幕府によって作成・保管された公文書ではあるものの、上記のような特徴によって、江戸町人地の社会の実態を解明するための有益な史料となっているのである。

ただし、そのように有益な史料であっても、公文書がときとして孕む虚構性への注意を怠ってはならないだろう。

かつて筆者が分析した新大橋の橋詰広小路の事例では、長年、橋番人を勤めてきたという由緒をもつ人物が、幕府から認可を受けた軒数の葎簀張の店舗から地代を集めて幕府に上納しているという状況を報告する書類を作成し、町奉行所に提出していた。しかし、実際には、認可された軒数を上回る店舗が営業し、それらの店舗から徴収する地代を私的に取得する利権が発生していた。町奉行所の役人もこうした状況を把握しつつ黙認していたことがわかっている。

支配を円滑に進めるためにしばしば作り出されるこうした公文書の虚構についても十分な留意が必要であろう。

また、今後の課題となるのは、奉行所書類としての『旧幕引継書』の本来の特性を活かした研究であろう。書類の伝達経路や、「ヒレ付」「下ケ札」といった原書類の形態の記録などに注目した文書学的研究と、それにもとづく町奉行所の組織や政策決定過程に関する研究は、より深められていく必要があるだろう。

例えば、『旧幕引継書』の町奉行所書類のなかで鞘番所関係の書類は量的にも大きな割合を占めるが、鞘番所の組織や機能についてはほとんど明らかになっていない。鞘番所が管轄していたと考えられる本所・深川地域の支配の実態解明が、鞘番所書類の研究に期待される。

（専門史料編さん員 小林信也氏）

東京の歴史をつなぐ ―歴史の空白を作らないために―
 <現代文書調査・収集プロジェクト>

圧倒的に少ない昭和20年代公文書

当館では、明治から現代に至る、大量の公文書を所蔵しています。その文書作成年代と件数を見ると、意外なことがわかります。

表 当館公開公文書の年代構成

年代	文書総件数	一年あたりの文書件数
明治	842,600	19,200
大正	98,700	6,600
昭和(0-40年代)	288,000	7,400
昭和0年代	95,200	10,600
昭和10年代	86,000	8,600
昭和20年代	21,200	2,100
昭和30年代	37,600	3,800
昭和40年代	47,900	4,800

平成19年5月現在 利用者用目録データベースより

古い文書は時代を経る間に散逸して少ないが、時代が下がると残っている文書が増えると考えの方が多いかも知れません。ところが実態はそうではありません。明治・大正・昭和戦前期の公文書に対して、戦後期である昭和20-40年代の文書が非常に少ないのです。

特に昭和20年代文書は、明治年間の一年あたりの文書件数に比べると、わずか十分の一しか残っていない計算になります。第二次世界大戦を経た昭和10年代文書と比較しても四分の一に過ぎません。

このまま何の対策も講じなければ、「戦前の東京はよくわかるのに、戦後の東京はさっぱりわからない」という批判を将来世代から受けることになります。

プロジェクトの発足

こうした「空白」を埋め、東京の歴史を将来に伝えるため、東京都公文書館では平成19年3月に「現代文書調査プロジェクト計画検討部会」を立ち上げて、調査の進め方等を検討し、それに基づいて平成19年4月「現代文書調査・収集プロ

ジェクト」を設置しました。

設置期間は平成19～20年度の2年間です。

本プロジェクトのメンバーは、整理閲覧係と史料編さん係の職員6名で構成し、文書の所在調査及び収集を行っています。

すでに4月から昭和20～40年代の所蔵公文書について概要調査を開始するとともに、都庁各局文書担当への広報を行い、知事部局については文書の所在状況に関するアンケート調査を行いました。

これらの活動により、知事本局を始め、各局から情報が寄せられており、平成19年8月末現在で、4回のスポット調査を実施しています。今後も寄せられた情報等をもとに、機動的な調査を実施していく予定です。

「東京の歴史をつなぐ」

東京都の歴史的公文書を収集・保存し、未来へ手渡す、言わば東京の歴史をつないでいくという、公文書館としてもっとも大切な使命を果たすために、全館あげてプロジェクトに取り組んでいます。

東京都の公文書や資料、特に昭和20～30年代の公文書類について、所在情報等ご存知の方は、ぜひご一報をお願い申し上げます。

〈連絡先〉

整理閲覧係

電話 03-5470-1334

〈新憲法実施記念に運行された花電車図案〉



326F7-11 渉外(GHQ)関係文書

昭和22年4月29日起案

「新憲法実施記念行事について」より

あなたの職場に

オリンピック東京大会の競技場

オリンピック東京大会の競技場



生活文化スポーツ局引継ぎ「オリンピック絵新聞」(1962年オリンピック準備局作成)

東京都公文書館では、
随時公文書引継ぎのご相談に応じています。
詳細はTAIMS「公文書館利用案内」をご覧ください。

東京の歴史が眠っていませんか？

東京都公文書館 整理閲覧係 03-5470-1334

オリンピックを東京に、2016年！

〈庁内配布ポスター〉

ホームページ・リニューアルのご案内

～東京都公文書館ホームページを全面更新しました～

東京都公文書館では、平成19年9月3日、開設から5年を経てホームページの全面リニューアルを行いました。以下リニューアルに至る経緯と、そのポイントについてご紹介します。

〈新トップページ〉



コンセプト

そうした検討を踏まえ、新ホームページは以下のコンセプトにより作成されました。

- 1 資料保存機関である公文書館としてふさわしいコンテンツの選択と充実
- 2 自治体の運営するホームページとして配慮すべきアクセシビリティへの対応
- 3 より多くの方に見ていただけるホームページ（サイト内検索の導入・魅力あるデザイン・わかりやすい内容と構造）
- 4 維持管理しやすいホームページ（CSSによるページデザインの一元的な管理）

開設5年目のリニューアル

当館では、平成13年7月にホームページを開設し、館の事業や所蔵資料を紹介してきました。

幸いご好評をいただいて年々アクセス数が増加し、平成18年度には年間57万件を超えました。

その間、インターネットの普及や利用環境の多様化、新しい技術の登場など、ホームページをめぐる環境は大きく変化してきました。

また、古文書解読講座や東京都組織沿革、レファレンスの杜など、コンテンツが豊富になるにつれ、ホームページの構成がわかりにくいという声も上がっていました。

そこで、平成18年度、館内に「ホームページ

デザインの統一

旧ホームページは、各ページ作成担当者の創意工夫により作成されていました。そのため、全体的なページデザインや、ナビゲーション機能などが不統一で、利用者にとってわかりにくい原因のひとつとなっていました。

そこで、新たにトップページとそこにリンクする下層ページについて、統一的なデザインを定めました。

各ページの左上には、東京都公文書館のイメージを喚起するロゴ画像として、日本橋の高欄中央部にある青銅製照明灯を飾る麒麟（きりん）像の写真を配しました。



日本橋の麒麟(きりん)像-当館ホームページのロゴ画像について

当館ホームページのロゴ(各ページの左上部)に使用されている画像は、日本橋のちょうど中央にある柱に置かれている麒麟(きりん)の像の一部です。

ご存知の通り、日本橋は江戸時代から東海道の基点として、また、屈指の繁華街として、まさしく江戸・東京を代表する橋です。現在の橋は明治44(1911)年に完成したもので、平成11(1999)年には国の重要文化財にも指定されています。



日本橋の麒麟像

〈下層ページ「江戸東京を知る」〉

当館の主要事業のひとつである史料編さん事業は明治35年東京市の事業として始まり、明治44年「東京市史稿」皇城篇 第1を刊行していません。実は日本橋も同年、東京市区改正事業により完成しているのです。「東京市史稿」の装丁には、この麒麟像を意匠化したものが現在に至るまで用いられています。

東京の過去と未来をつなぐ、いわば架け橋となる「公文書館」。その役割を象徴するものとして採用したデザインです。

また、ナビゲーションについても基本スタイルを定め、今どのページを見ているかが、すぐ利用者にわかるように配慮しています。

ホームページの構成

わかりやすいホームページとするため、コンテンツを以下のカテゴリーに区分しました。

東京都公文書館とは：館の沿革・事業の概要案内

利用案内：初めて館を訪れる方のためのサービス案内

所蔵資料：所蔵資料の概要・目録情報

*資料群ごとの概要と、時代別の主要資料を紹介しています。

江戸東京を知る：江戸東京を調べる上で参考となる記事や資料を掲載

*以前からご好評をいただいている「古文書解読講座」「東京都組織沿革」「レファレンスの杜」はこのカテゴリーに含まれています。

刊行物：当館の刊行物の内容や入手方法案内

*「東京市史稿」、「都史資料集成」の目次情報もご利用いただけます。

展示・講演会：催しもの案内

*過去の展示もご覧いただけます。

今後の課題

近年資料保存機関では、ホームページ上での目録検索機能を備えるところが増えています。

当館では、諸般の事情からまだウェブ上での検索を実現できる段階には至っておりません。

しかし、ホームページに掲載したPDF形式の目録へのアクセス件数が、常に上位に入っていることから、そうした利用者のニーズが高いことがわかります。

今後目録データの整備等を進め、ご要望にお応えできるよう、検討して参ります。

ぜひ一度、装いを新たにしたホームページをご覧になってみてください。

〈ホームページ URL〉

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/index.htm>



〈「東京市史稿」表紙の麒麟〉

当館のご利用方法

◇ 来館について

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 撮影したい場合

◇ 入館の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、ロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇ 閲覧方法

当館の資料は全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で、お調べの資料を検索し、所定の「閲覧票」にご記入・ご提出ください。

マイクロ撮影済みの資料については、原本保護のためマイクロフィルムか、それを電子化したDVD媒体での閲覧をお願いしています。

◇ 複写について

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVD媒体からの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

※小銭をご用意ください。

◇ 閲覧・複写できる資料

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

- ①作成又は取得をして30年を経過していない公文書
- ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・ 個人情報等が記録されているもの
- ・ 利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・ 現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・ 一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利用案内・交通案内

【利用案内】

- ①開館日時
 - ・ 月曜日から金曜日まで 9時～17時
- ②閲覧票・複写票等の受付時間
 - ・ 9時～12時、13時～16時30分
- ③休館日等
 - ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・ 年末年始（12月28日～1月4日）
 - ・ 臨時の休館日として公示した日
 - ・ 奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）
- ④駐車場
 - ・ 身障者専用駐車場をご用意しております。

利用される場合には、事前にご連絡ください。

なお、一般の方は利用できません。

【所在地】 〒105-0022

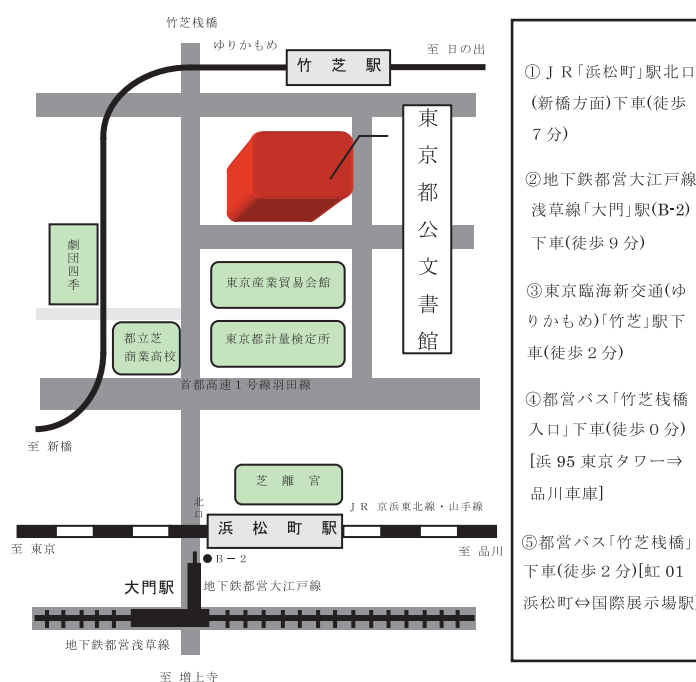
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1333

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/index.htm>

【案内図・交通機関】



- ① JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）
- ② 地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅(B-2)下車（徒歩9分）
- ③ 東京臨海新交通(ゆりかもめ)「竹芝」駅下車（徒歩2分）
- ④ 都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）
[浜95 東京タワー→品川車庫]
- ⑤ 都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）[虹01 浜松町⇄国際展示場駅]



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。